

福岡県公報

令和 8 年 10 月 20 日
第 737 号

目次

告 示 (第 643 号)

○道路の区域の変更 (道路維持課) 1

公 告

○開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課) 1

○開発行為に関する工事の完了 (開発・盛土指導課) 1

○都市計画の図書の写しの縦覧 (都市計画課) 2

公安委員会

○指定講習機関の代表者の変更 (警察本部運転免許試験課) 2

○指定講習機関の代表者の変更 (警察本部運転免許試験課) 2

○指定講習機関の代表者の変更 (警察本部運転免許試験課) 2

○指定講習機関の代表者の変更 (警察本部運転免許試験課) 2

○指定講習機関の代表者の変更 (警察本部運転免許試験課) 3

○福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (警察本部運転免許試験課) 3

○警備員指導教育責任者講習の実施 (警察本部生活保安課) 3

告 示

福岡県告示第 643 号

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から 2 週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

令和 8 年 10 月 20 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
飯 塚	県 道	大日寺 潤 野 線 飯 塚	前	飯塚市枝国 501 番 14 先から 飯塚市枝国 495 番 8 先まで	18.8 ～ 26.3	12.5
			後	飯塚市枝国 501 番 14 先から 飯塚市枝国 495 番 8 先まで	18.8 ～ 26.3	12.5

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 36 条第 3 項の規定により公告する。

令和 8 年 10 月 20 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市新田字吉原 35 番 4 及び 35 番 5
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市早良区城西二丁目 5 番 30 - 403 号
古後 龍之介
福岡市西区姪の浜四丁目 9 番 18 号
有限会社フクオカ薬局
取締役 田中 克宣

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 36 条第 3 項の規定により公告する。

令和 8 年 10 月 20 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡久山町大字久原字松浦185番1の一部、195番1、196番、197番1、198番1、198番5、199番及び207番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糟屋郡久山町大字久原3632番地

久山町長 西村 勝

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により那珂川市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和8年10月20日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡広域都市計画地区計画の決定（令和8年9月9日 那珂川市告示第97号）

公安委員会

福岡県公安委員会告示第277号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成2年9月福岡県公安委員会告示第92号）の一部を次のように改正する。

令和8年10月20日

福岡県公安委員会

表中	<div>大牟田中央自動車学校 大牟田市下白川町2-341 山田富美代</div>	を	<div>大牟田中央自動車学校 大牟田市下白川町2-341</div>
	<div>大牟田中央自動車学校 大牟田市下白川町2-341 山田寛志</div>	に改める。	

福岡県公安委員会告示第278号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関

の指定（平成7年7月福岡県公安委員会告示第92号）の一部を次のように改正する。

令和8年10月20日

福岡県公安委員会

表中	<div>大牟田中央自動車学校 大牟田市下白川町2-341 山田富美代</div>	を	<div>大牟田中央自動車学校 大牟田市下白川町2-341</div>
	<div>大牟田中央自動車学校 大牟田市下白川町2-341 山田寛志</div>	に改める。	

福岡県公安委員会告示第279号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成8年10月福岡県公安委員会告示第124号）の一部を次のように改正する。

令和8年10月20日

福岡県公安委員会

表中	<div>大牟田中央自動車学校 大牟田市下白川町2-341 山田富美代</div>	を	<div>大牟田中央自動車学校 大牟田市下白川町2-341</div>
	<div>大牟田中央自動車学校 大牟田市下白川町2-341 山田寛志</div>	に改める。	

福岡県公安委員会告示第280号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定（平成29年3月福岡県公安委員会告示第70号）の一部を次のように改正する。

令和8年10月20日

福岡県公安委員会

表中

大牟田中央自動車学校 大牟田市下白川町2-341 山田 富美代	大牟田中央自動車学校 大牟田市下白川町2-341
---------------------------------------	-----------------------------

を

大牟田中央自動車学校 大牟田市下白川町2-341 山田 寛志	大牟田中央自動車学校 大牟田市下白川町2-341
--------------------------------------	-----------------------------

に改める。

福岡県公安委員会告示第281号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定に基づく指定講習機関の指定（令和4年6月福岡県公安委員会告示第142号）の一部を次のように改正する。

令和8年10月20日

福岡県公安委員会

表中

大牟田中央自動車学校 大牟田市下白川町2-341 山田 富美代	大牟田中央自動車学校 大牟田市下白川町2-341
---------------------------------------	-----------------------------

を

大牟田中央自動車学校 大牟田市下白川町2-341 山田 寛志	大牟田中央自動車学校 大牟田市下白川町2-341
--------------------------------------	-----------------------------

に改める。

福岡県公安委員会告示第283号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（案）について、次のとおり意見を募集する。

令和8年10月20日

福岡県公安委員会

1 意見募集期間

令和8年10月7日から同年11月5日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部交通部運転免許試験課に備え置く。

福岡県公安委員会告示第284号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条に規定する講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第2条の規定により公示する。

令和8年10月20日

福岡県公安委員会

1 講習の区分

法第2条第1項第2号に係る警備業務

2 講習の種別、期日、時間及び場所

- (1) 法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。）

講習期日	講習時間	講習場所
令和8年12月4日（金） から同年12月11日（金） までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（ 最終日の講習については、午後0時10 分までとし、その後午後1時00分から 修了検査を実施する。）	北九州市門司区小森江三 丁目9番1号福岡県警察 警備員教育センター

※ 上記表中「講習期日」のうち、福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）については、休講とする。

(2) 追加取得講習

講習期日	講習時間	講習場所
------	------	------

令和8年12月9日（水）から同年12月11日（金）までの間	午前9時30分から午後4時35分まで（初日の講習については、午後1時00分から開始する。最終日の講習については、午後0時10分までとし、その後午後1時00分から修了考査を実施する。）	北九州市門司区小森江三丁目9番1号福岡県警察警備員教育センター
-------------------------------	---	---------------------------------

3 受講定員

(1) 新規取得講習

36名

(2) 追加取得講習

10名

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込時において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に当該講習の区分に係る警備業務（以下「当該警備業務」という。

）に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する当該警備業務に係る1級の検定（以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する当該警備業務の区分に係る2級の検定（以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事している者

(2) 追加取得講習

受講申込時において、当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、4(1)アからオまでのいずれかに該当する者

5 受講申込手続等

(1) 事前（電話）受付期間

ア 受付日

令和8年11月9日（月）及び同年11月10日（火）

イ 受付時間

午前9時00分から午後4時00分までの間

(2) 受付場所

北九州市門司区小森江三丁目9番1号

福岡県警察警備員教育センター

(3) 必要書類

ア 新規取得講習

(ア) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（講習規則別記様式第1号）1通

※ 同申込書には、申込前6月以内に撮影した無帽、無背景の顔写真を貼付すること。

(イ) 4(1)アからオに掲げる受講対象者のいずれかに該当することを疎明する書面

a アに該当する者

(a) 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が3年以上であることを疎明する警備業者等が作成する書面（以下「警備業務従事証明書等」という。）

(b) 履歴書

b イに該当する者

合格証明書（1級）の写し

c ウに該当する者

合格証明書（2級）の写し及び2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

d エに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧1級検定に係る検定合格証の写し

e オに該当する者

旧検定規則第8条の規定により交付された旧2級検定に係る検定合格証の写し及び旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書等

イ 追加取得講習

(ア) 5(3)アに掲げる書面

(イ) 当該講習以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し

(4) 講習受講手数料

ア 新規取得講習

38,000円

イ 追加取得講習

14,000円

※ 受講申込時、福岡県領収証紙により納付すること。

また、納付した手数料については、受講申込みを取り消した場合又は受講しなかった場合においても返還しない。

(5) 申込方法等

ア 受講を希望する者は、まず5(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センターの受付専用電話（093（381）2627）に電話して受講希望の事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、先着順で受付を行い、受付期間中であっても定員に達したときは、受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った当日を含めた2日以内の午前9時00分から午後4時00分までの間に、受付場所である福岡県警察警備員教育センターに赴き、受付番号を申告するとともに、5(3)に掲げる必要書類に受講手数料を添えて受講申込みを行うこと。

ウ 受付番号を取得した場合であっても、事前申込みを行った当日を含めた2日以

内に、受講申込手続を行わなかった者の受付番号及び事前申込みは、無効とする。

エ 受講申込みは、原則として受講希望者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受講希望者本人の委任状を持参すること。

6 講習修了証明書の交付等

(1) 各講習最終日に修了考査を実施する。

(2) 新規取得講習又は追加取得講習の課程を修了し、かつ、修了考査に合格（80パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

7 その他

(1) 講習受講の際には、筆記用具を持参すること。

また、講習の中で実技訓練（救急法、護身術）を行うので、実技訓練実施日においては動きやすい服装を用意すること。

(2) 講習に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間、福岡県警察本部生活保安課警備業係（電話092（641）4141内線3173、3174）に対して行うこと。

(3) 受講申込書（講習規則別記様式第1号）については、福岡県警察のホームページからダウンロードすることができる。

(4) 福岡県領収証紙については、受付場所である福岡県警察警備員教育センターでは販売していないことから、受講申込みに際しては、事前に購入しておくこと。